

1. 特定都市河川浸水被害対策法に基づくポンプ運転調整の概要

■ポンプ運転調整の目的

ポンプ運転調整は、想定外の大雨に対して浸水被害を最小化するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、河川氾濫を回避するための最終的な手段として実施するものです。

■寝屋川流域の特徴

寝屋川流域は、川より低い地域であることに加え、都市化により雨が地面にしみ込みにくいことから、雨水が一気に下水道に流れ込むようになりました。

寝屋川流域の約3/4は雨水が自然に河川に流れ込まない「内水域」となっているため、下水道で集めた雨水を強制的に河川へ放流しています。



■位置図(寝屋川流域)



■下水道ポンプ運転調整ルール策定の必要性

ポンプ運転調整を実施しなかった場合



破堤により氾濫水が継続的にまちへ流出

破堤により壊滅的な被害を招く

・現状
河川管理者と下水道管理者による個別の運転方法(ポンプの停止など)を取決める

ポンプ運転調整を実施した場合



ポンプ運転調整(河川水位低下)により破堤を回避

破堤を回避し浸水被害の最小化を図る

「特定都市河川浸水被害対策法」(平成16年5月施行)に基づく運転ルールとして位置づけ

■下水道ポンプの運転ルール

大阪府水防本部長(大阪府知事)が、河川氾濫による甚大な洪水被害を回避するため、下水道管理者に指示し、**最終的な手段としてやむを得ず実施するものです。**

基準地点と基準水位

・基準地点(河川に設けられている水位観測所)26地点
・各基準点ごとに、準備・開始・解除水位を設定

対象ポンプ場と実施単位

・下水道ポンプ場 大阪市10箇所【全体32箇所】
・河川単位で実施(寝屋川・第二寝屋川・恩智川(上流・下流)・平野川・平野川分水路・古川・楠根川)
※京橋口が基準水位に到達した場合は全ポンプ場で実施

制限放流量

・計画放流量に対して、原則50%に放流量を制限します。

